

最高裁秘書第1228号

平成31年3月11日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

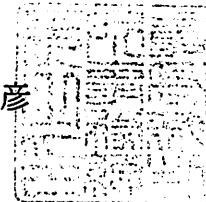
諮問番号 平成30年度（最情） 諒問第90号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03(3264)8330(直通)

平成31年3月7日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

3月7日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則2条2項に基づき、最高裁判所が別に定めた職員の定年が書いてある文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、2月8日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則第2条第1項第2号の規定により定年を年齢60年とすることが著しく不適当と認め

られる官職を占める職員として最高裁判所が別に定めた職員はいないので、
同条第2項の規定により最高裁判所が定年年齢を別に定める文書は作成して
いない。

イ. よって、本件申出に係る文書について不開示とした原判断は相当である。